

<報道発表資料>

令和6年12月19日

特別電話相談「若者契約トラブル110番」を実施します

埼玉県消費生活支援センターでは、若者を狙った悪質商法の被害防止と解決支援を目的として、1月16日(木)、17日(金)、18日(土)の3日間、関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーンとして、特別電話相談「若者契約トラブル110番」を実施します。

若者に関する消費生活相談では、「賃貸アパート解約時に高額な原状回復費用の請求をされた」、「脱毛エステの契約をしたが十分な施術が受けられない」、「害虫・害獣駆除サービスを依頼したら高額な請求を受けた」というものや、SNSや友人知人をきっかけとした内職・副業などについての相談が多く寄せられています。

トラブルに遭わないためにも、契約における様々なルールを知り、冷静に判断する力を身につけていくことが大切です。

少しでもおかしいと思ったら、すぐにご相談ください。

● 「若者契約トラブル110番」の概要

1 対象

県内在住、在学、在勤の30歳未満の若者に関する消費生活相談

2 相談実施日時・相談受付場所・電話番号

相談受付場所	1月16日(木) 9:00~16:00	1月17日(金) 9:00~16:00	1月18日(土) 9:00~16:00	電話番号
消費生活支援センター(川口)	○	○	—	048-261-0999
消費生活支援センター熊谷	○	○	○	048-524-0999

※ 消費者ホットライン【全国共通】188(いやや)でもご相談いただけます。

3 その他

この特別相談は、関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として実施するものです。なお、さいたま市も同期間（1月16日、17日、18日）キャンペーンを行っています。

《さいたま市 消費生活相談窓口》

消費生活総合センター Tel 048-645-3421 Fax 048-643-2247

浦和消費生活センター Tel 048-871-0164 Fax 048-883-4893

岩槻消費生活センター Tel 048-749-6191 Fax 048-749-6193